

令和6年第11回富岡町農業委員会定例総会 令和6年10月16日（金）

開 会 （午前10時00分）

○開会の宣告

○議長（佐藤清隆君） 皆様、おはようございます。

ただいまから令和6年第11回富岡町農業委員会定例総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は全員でありますので、本農業委員会会議規則第8条の規定によりまして、本総会は成立することを報告いたします。

---

○開議の宣告

○議長（佐藤清隆君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（佐藤清隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付した資料のとおりです。

---

○会議録署名委員の指名

○議長（佐藤清隆君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、規則第16条の規定により、議長において

9番 石 井 功 委員

2番 山 口 輝久雄 委員

の2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間としたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

---

○議案の一括上程

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第3、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐藤清隆君） 続いて、議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 朗読と説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

議案第21号別紙1の現地調査結果についての渡邊隆幸推進委員のご意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（渡邊隆幸君） おはようございます。推進委員の渡邊です。10月7日に現地調査のほうに行きまして、場所のほうなのですが、夜の森公園から6号国道へ向かう途中、双葉畜産組合に隣接した場所になります。立会人としてふくしまエナジーさんが来ました。内容等説明を受けまして、あと現場の状況から特に問題点はないかなと。

以上になります。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

現地調査結果の意見が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

小坂さん。

○8番（小坂竜也君） これは、以前に桜地区で同様の案件があつて、住宅地だということと桜の名所、夜の森に影響のないような威圧感のない太陽光発電所の形ということで、ふくしまエナジーさんのほうではフェンスの周りを白い布で囲ったり、あと高さのほうを最大限考慮していただいて、立面図のほうも添付して申請という形で、2度申請し直したと思うのですがけれども、今回これ立面図のほうもなければ、土地利用計画図のほうにも簡単な上方からの図だけで、ちょっと実態が分かりづらいのと、あと場所は住宅地ではないのでしょうか、桜並木から見える位置にあるので、この辺をどう考えていくかだと思うのですがけれども、前は桜地区の住宅地ということだったので、今回桜並木から近いという位置関係で、町の土地利用計画のほうでは何か前回と今回と違うような土地の種類、種別というか、があるのか、それともこちらのほうは桜地区とは、住宅地ではないから、違うという取扱いをしていいのか、ちょっと事務局のほうに町の条例で違いがあるのかどうか、お聞きしたいのですがけれども。

○議長（佐藤清隆君） その件に関して事務局は何かありますか。

○事務局副主査（佐藤高広君） まず、フェンスの件については、今回に関してはふくしまエナジーさんのほうからは、農業委員の皆様から要望があればフェンスの囲い等をするよう検討しますという話はいただいております。ただ、あくまでも農地法上は、これは審議の判断材料にはならないところではありますが、ふくしまエナジーさんとしては企業努力としてフェンスの囲い等をする意思はあるというようなことは確認しております。

以上です。

○8番（小坂竜也君） こちらのほうには発電事業者のほうはパインリーフということで記載があるのですが、施工業者のほうは〇〇〇さんでよかったですか。

○事務局副主査（佐藤高広君） 〇〇〇さんで間違いありません。

○8番（小坂竜也君） そうすると、前回との取扱いの違いとかは、あちらのほうもどう感じているのか。このような案件これから出てくると思うのですが、統一したルールというか、決まりの中でやっていかないと、何で今度は駄目なのだとか、前回どうしてそうだったのだということになりかねないので、そこは農業委員会事務局で話し合って、基準というのを設けることができないのか、その辺は事務局としてはどうお考えでしょうか。

○産業振興課長補佐（佐藤美津浩君） まず、条例等についてですが、今回方向が、前は桜1丁目、2丁目というところで、土地区画整理やったところになって、いろいろと都市計画、もちろんあるのですが、今回の案件のところについては特にそういった縛りはないので、都市計画上の縛りというのはないところになります。あとは、今回住宅地、宅地、住宅ある、ないはあるのですが、そこにフェンス等というところは、今特に決めてはいないところでございます。皆さんのほうからまた意見いただいて、ただそれを条例制定するとかというところまでいくかどうかということも含めて、ちょっといろいろご意見いただければと思います。都市計画上の問題はないということです。

以上です。

○8番（小坂竜也君） 事務局のお考え、町の方針は理解しました。

会長のほうにお聞きしたいのですが、これからこのような案件増えてきた場合に、農業委員会として何か決めていかなければならないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤清隆君） 今回、私も現地調査のほうに同行させていただきまして、場所等の説明は若干できなかったと、しなかったと思うのですが、畜産組合の跡地のすぐ脇のところで、人家らしきものは1軒だけかな、だったと思うのですが、私見として、私の意見としては、さほど神経質になるような地形ではなかったかなというふうに感じておりましたので、小坂君の言っていることは分かりますけれども、今回の案件に関してはフェンスを目隠しで覆うような対応はしなくても、特に問題はないのかなというふうに私自身は解釈しております。これから市街地に建設が予定されるような発電事業の計画があった場合は、現地調査をした時点での印象を基に皆さんにお諮りするような格好にしたいかなというふうには私的には思っております。

以上です。

○8番（小坂竜也君） 会長のお考え理解しました。

これは、事務局長さんをお願いするべきかどうか分からないのですが、例えばですが、桜通りの両脇100メートルは太陽光発電を控えてくださいみたいな町の方針を、どこの部署で打ち出す

か分かりませんが、そういうのも必要ではないかという意見として記していただければと思います。

以上です。

○事務局長（原田徳仁君） 今ほど申し上げられた再エネ事業、太陽光発電事業に関する事で、町の所管課というのは企画課のほうで担ってございます。今ほどの小坂委員から上げられた部分については私のほうとしては申し伝えたいと思います。ありがとうございます。

○議長（佐藤清隆君） 塚野さん。

○4番（塚野芳美君） 今小坂委員のあれに私は全く同感なのですが、ただ農地法ではこれは縛ることはできません。だから、かといって桜並木からすぐ見える、今うちあったとかないとかって言ったけれども、それは今はほとんど解体したから、ないだけで、もともと住宅地だったところと、それから要はここに桜まつりのときに来た人からの景観の問題があると思うので、条例というとなかなか大分上段に構えることになって、それから時間もかかると思うのです、すごく。だから、どこがその所管になるのかは分かりませんが、その規約の中で、ある程度の範囲のところであれを求めるという程度のものにするしかないのではないですか、局長。それは、だから農業委員会でやるかどうかは分かりませんよ。こういうのの所管というのはちょっと私今分からないので。だから、野放しにもまずいし、かといって農業委員会での農地法絡みではこれは規制ができませんから。でも、ある程度守りたい。そのところどうですか、どこかでその規約をつくっては。

○事務局長（原田徳仁君） 今塚野委員がおっしゃられたとおり、農業委員会で制限かけるというのはかなり限界がございまして。当然その法令上に従って、転用関係のことになってくると、それ以上の部分で農業委員会が発言することはなかなか厳しいかと思っております。また、おっしゃられたとおり、条例制定となれば、議会との調整、それから審議、採決という形になると、かなり時間がかかります。今ご提案いただきましたその規約という点で柔軟に対応ができるかどうかという部分は、まず所管課である企画課ともちょっと提案させていただき、その中で町のルールとしてそういう形で進めていこうという方針が定まってくると、これがよりスムーズに、こちらのほうの審議のほうもできるかと思っておりますので、こちらのほうは伝えたいと思っております。次回の農業委員会で規約をつくるという部分ではない部分だと思っております。再エネ全体の話ですので、こちらについては所管課のほうへ伝えさせていただきたいと思っております。

○4番（塚野芳美君） そういうことでよろしいと思うのです。規約は結構皆さん自由につくれてしまっているんですね。各課ともそれぞれ自分の課に関する規約というのは、もう議会も関係ないです。自分たちが大分柔軟に運用できるので、そういう中で、あんまりぎちぎちのあれはできないので、ぜひやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局長（原田徳仁君） ご提案ありがとうございます。まさに規約は町長権限でございまして、そちらのほうは速やかに動くように調整をさせていただきたいと思っております。ご提案ありがとうございます。

ます。

○議長（佐藤清隆君） 1 番、林君。

○1 番（林 秀樹君） 今いろいろこういう話が出てきたのですが、今ちょっとタブレットで夜の森公園近辺見ていると、今、今回上がってきた隣接地にももうできてしまっているのですよね。多分宅地のところだと思うのですけれども。なもので、これは農業委員会云々よりも、もう町のほうで大々的に、宅地だろうが農地転用だろうが、そういうふうな景観的に配慮してくださいとか、そういうふうな何かをつくるべきではないのかなと思っています。既にこの一橋から東側に向かうところは小野富岡線でしたっけ。その沿線上にももう宅地の跡にできてしまって、もうそのまま見栄えの悪い状態になってしまっているのです、その辺、町のほうで、農業委員会関係なく、そういうふうにやってもらうべきではないのかなと、これから先のことはというふうに思うので、その辺協議をしていただければなと思います。

以上です。

○事務局長（原田徳仁君） 繰り返しとなりますが、まさにそういうご意見があったということは申し伝えたいと思います。ありがとうございます。

○議長（佐藤清隆君） 渡邊さん。

○6 番（渡邊康男君） ただいまのいろんなお話の中で、多分小坂委員なり、私のほうからも前に条例化の話も出しておりましたが、時間がかかるとすれば、塚野委員から規約というふうなお話も出たわけですが、いずれこのまま放置しておくわけにはいかないと思うのです。色々な問題、今日も出ていますけれども、あるいは富岡の町なかでもこういうのが出てくるかもしれない。したがって、我々は農地のガイドラインがありますけれども、農地以外の山林、宅地、雑種地等々を含めた町全体のそういう景観の問題、あるいは土砂災害の問題、あるいは生活環境の問題等々を考えたときに、何らかのそういった施策を講じないと、本当にこういう問題がいろいろこれから出てくるのかなという気もするので、そこで局長にちょっとお願いしたいのは、窓口が企画課であるとすれば、企画課で今どういうふうな検討をされて、どういうふうな問題等があるのか、あるいは用途地域なんかでは都市整備課も関係する部分もあるのでしょうけれども、メインは企画でやられていると思うのですが、次回、11月の委員会のその他あたりで企画課においてをいただいて、今どういうふうな検討をされているのか、その辺のこともお話しいただいて、一応我々と意見交換、あるいは質疑応答等ができれば非常によろしいのかなと。いずれにせよ、規約であれ条例であれ、早めに何らかの形をつけないと、方向づけをしないと、こういう問題が次々と出てくるのかなという気がします。そういう懸念もされますので、その辺、ぜひ次回、その他で企画課においてをいただいて、お話、意見交換、質疑応答等々ができればよろしいのかなというふうな要望をしたいと思います。

以上です。

○4 番（塚野芳美君） 議長、ちょっと待って、答える前に。たまたま私の名前が出ただけけれど

も、規約ではありませんからね。私が言ったのは規則ですからね。規約と規則は全く違いますから、そこは修正した上で事務局のほうで答弁ください。

○事務局長（原田徳仁君） まず、今康男委員からもおっしゃられたとおり、規則関係のことで話を進めていってほしいという要望でございます。まず、総会の中でやるべきかどうかという部分になってくると、農業委員会として認めるという形になれば、当然農業委員会がこれから農地に関して太陽光発電を整備する、転用関係のことで審議に付するに、今の町の考え方をちょっと聞いた上で、参考として判断して審議したいということであれば、説明を求めることは可能だと思っておりますので、求める、求めないはこの場、後ほどでもよろしいかと思いますが、会長のほうで事前に確認していただければと思っております。意見交換という形が一番適しているのかなと思っておりますので、総会終了後でも、会が終わった後でも、農業委員会と町執行部との再エネに関する意見交換みたいな形があれば一番よろしいのかと思っておりますので、総会は総会で終わって、その後意見交換という形が一番適しているのかなというふうに思っておりますので、その点については後で会長のほうで集約していただいて、それに基づいて事務局が手続のほうを進めさせていただきたいと思います。

○6番（渡邊康男君） では、よろしくお願いします。

先ほど私、規約というふうに聞き間違えて、規則ということで訂正ですね。大変失礼いたしました。規則ということで私の発言も訂正したいと思います。

以上です。

○議長（佐藤清隆君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第21号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第21号を終了します。

続いて、議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

ここで、皆様にお諮りいたします。議案22号別紙1から別紙2は野立ての太陽光申請であり、関連する案件でありますので、一括して議案内容の説明を受けたいと存じますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、事務局長より朗読と農地法に基づく検討事項の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読、説明〕

○議長（佐藤清隆君） 続きまして、議案第22号別紙1の現地調査結果について、原田八十治推進委員のご意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（原田八十治君） ただいま議長から指名を受けましたので、ご報告いたします。

現地調査の日時が10月の7日月曜日、午前中に行っております。それで、調査員が佐藤会長ほか、農業委員、推進委員で5名、事務局で3名、計8名で調査を行っております。現地の説明者として、ここに書いてあるのですけれども、代理人であります行政書士の方が来て説明をいたしました。この図面でいうと、場所は21ページ、22ページをお開きになれば分かると思うのですが、22ページにありますところのJAの富岡支店からだ小高いところの上の位置の真壁地区です。ここは、既にいろいろ農地、田畑含めて太陽光、それから営農型太陽光を建てられております。場所的にも大分奥まったところで、何ら影響はないというふうに思っております。大分この細い道もくず草、くずっ葉とか、かなり繁茂していて、途中から歩いて、現地の奥まったところはかなり草が繁茂している状況でした。

以上でございます。設置の内容である太陽光は何ら支障はないということで思っております。皆様のご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

現地調査結果の意見が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 特にはないということで、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第22号別紙1を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがって、本案は許可とすることに決しました。

続きまして、議案第22号別紙2の現地調査結果について、堀川奈美子推進委員のご意見をお願いいたします。

○最適化推進委員（堀川奈美子君） 10月7日に現地調査をしてきました。上郡に入るところの元ゴルフ場跡地のちょっと西方になって、ここは田んぼを作るにしても谷地というか、沼地みたいなので、その脇に何か所かにもう太陽光が上がっているので、特別問題はないと思いますので、審議のほうよろしくをお願いします。

○議長（佐藤清隆君） ありがとうございます。

現地調査結果の意見が述べられましたので、これより質疑を行います。皆様からご質問やご意見はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） 特に質疑はなしということであります。質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了します。

これより議案第22号別紙2を採決いたします。

採決は挙手により行います。

本案を許可とすることに賛成の皆様の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（佐藤清隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は許可とすることに決しました。

以上で議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを終了します。

---

○その他

○議長（佐藤清隆君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局から何かありますか。

佐藤さん。

〔事務局佐藤副主査説明〕

農地転用における、資材置き場の取扱いについてご説明させていただきます。前回の総会で、資材置き場として農地転用し、その後別の方へ所有権移転されている件にご質問があったため、回答させていただきます。令和6年度3月31日以前までは、農地転用許可後、事業計画通りに工事を行い、事業完了報告を行った場合は、譲受人の方が別の方へ所有権移転することや、別の目的で使用することは自由でありました。しかし、令和6年度からは制度が変わり、資材置き場を目的とした所有権移転を伴う農地転用の相談があった場合、農業委員会より一時転用で、目的が達せられるかどうか、恒久転用ではなく、一時転用で大丈夫であるかどうかを県に報告し、一時転用で目的が達成できると判断された場合、一時転用で申請していただくこととなりました。転用許可後の対応についてですが、これまでは転用許可後、自由に転用することが出来ましたが、制度が変わり、事業完了報告後3年間、半年

に一回事業の実施状況を報告することを条件とし許可を行い事業計画と異なる目的で使用されている場合、許可を受けた者に対して事情聴取を行ったうえで、農地法第51条第1項第4号に該当するか確認をし、該当する場合は同項の規定に基づく処分を検討することとなります。説明は以上です。

○議長（佐藤清隆君） これに関しては何かご質問等はございますか。

塚野さん。

○4番（塚野芳美君） あんまり深入りするつもりはないのですが、実は営農型太陽光発電でも、私、問題になると思って、あえて言わなかったのですが、実際には売買契約書を作って事業を進めていて、そして法務局への所有権移転だけはやらないというやり方をしているのが町内に実は幾つかあるのです。それと同じで、今回のこの土地も、どうやったか僕は分かりませんが、同じ手を使えるのです、実は。だから、それはどうやって今後防ぐのかなということで、恐らく今答え出ないと思うので、あと考えて、いずれ教えてください。現にありますから、太陽光の、私はここで言う問題になるから、言わなかったのです。ほかの土地でもそれは同じことができますから、だからそれがいいかどうか、どうやって防ぐのか、後で教えてください。

○議長（佐藤清隆君） 後で教えてくださいということですので、教えていただければというふうに思います。これは、農業委員全員に教えなくてもいいから、塚野さんのほうに行って教えてもらったほうがいいです。

〔何事か言う人あり〕

○議長（佐藤清隆君） そのように後で何かあれば、分かったことがあれば教えていただきたいというふうなご要望でございました。

○事務局副主査（佐藤高広君） しっかりと調査をさせていただいて、回答したいと思います。

○議長（佐藤清隆君） よろしくをお願いします。

続きまして、令和6年度の農地パトロール調査結果について、事務局のほうからお願いします。

佐藤さん。

〔事務局佐藤副主査説明〕

農地パトロールの結果及びその対策についてご説明させていただきます。先月調査していただいた調査結果の方を取りまとめさせて頂きました。なお、調査の中で、非農地の判断をしていただいたところもありましたが、そちらの方を事務局側で遊休農地と変更いたしました。理由といたしましたは、非農地とされますと、農地台帳の方から削除され、そうなりますと、固定資産税の課税評価の方が高くなることからです。それでは、各班の個別の調査結果について説明いたします。資料2-1をご覧ください。こちらは1班の調査結果となっています。1班については遊休農地や営農型太陽光発電下部の管理不足が確認されました。資料2-1をご覧ください。こちらは2班の調査結果となっております。2班については遊休農地が複数発見されました。資料2-3をご覧ください。こちらは3班の調査結果となっております。3班についてはかなり大規模な遊休農地が確認されました。資料2-4をご

覧ください。こちらは4班の調査結果となっております。4班では遊休農地、営農型太陽光発電下部の管理不足、5条申請で許可した箇所が未だに事業完了していないことが確認されました。

説明は以上です。何か補則事項ありましたら発言をお願いします。

○議長（佐藤清隆君） 前回行いました農地パトロールの結果について報告いただきましたけれども、これ以外に何か皆様が農地パトロールをしながら感じたようなことは何かございますか。

今事務局のほうで説明があったような点で、結構回ってみると遊休農地がすごく多いなという気がしています。多かったなというふうに思いました。

特になければ、次に進んでください。

〔事務局佐藤副主査説明〕

農地パトロール調査結果を受けた今後の対応策について、事務局案を説明いたします。

遊休農地については事務局が地権者に対し、利用意向調査書をお送りし、農地を貸す意思があるのか等を確認し、結果をとりまとめた上で、改めて委員の皆様の結果をお示し、今後の対応を検討していきたいと考えております。

営農型太陽光発電の不適切な営農状況については、別紙2のとおり、営農型太陽光発電の不適切な営農状況については確認次第、県に報告し、県より事業者に対して指導を行うこととなっています。

なお、現在、相双農林事務所が町同行のもと、管内の現地調査を実施しておりますので、不適切な場所が確認された場合は県から指導を行うこととなっています。

○議長（佐藤清隆君） これに関しては何かございますか。

渡邊康男さん。

○6番（渡邊康男君） 資料3のほうの対応策の（2）番、営農型太陽光発電の不適切な営農状況についての中で、町メンバー、農業委員会事務局が県と統合して現地調査をして、今後指導するというふうな説明、対応すると書いてあるのですが、そうするとまだこれから、今のところ、具体的に口頭指導なり、あるいは文書による勧告となるのかな、そういうあれは今年のも含めてまだされていないということではよろしいのですか。あるいは、されているとすればどの程度なのか、もちろん記録されていると思うのですが、その辺ちょっと県との協議の状況についてお聞かせください。

○議長（佐藤清隆君） 佐藤さん。

○事務局副主査（佐藤高広君） 県との合同での調査の状況でございますが、9月と10月に実施しておりまして、10月の調査のほうが明後日予定されております。その調査終わり次第、県のほうから、不適切な箇所あれば、その業者に対して口頭で指導を行うということでした。その指導でも改善が見られない場合は、文書による改善の指導を行うというふうなことでした。現在の状況については、まだ指導は行っていないということでございます。

説明は以上です。

○議長（佐藤清隆君） 渡邊さん。

○6番（渡邊康男君）　ちょっと最後聞こえなかったのですが、そうすると再度、口頭指導もまだされてないということによろしいのですか。

○議長（佐藤清隆君）　佐藤さん。

○事務局副主査（佐藤高広君）　口頭指導も、まだ指導は特に行っていないという状況でございます。

○議長（佐藤清隆君）　渡邊さん。

○6番（渡邊康男君）　9月から実施されているということであれば、これだけひどい状態、皆さん認識しているわけであって、やはり口頭指導を、県の許可権者、あるいは農業委員会もできるようですが、いづれ草刈りもされていないというふうな状況で、ひどい状況です。したがって、口頭指導、次あたり、それで効かなければ文書勧告等々、あるいはいろんな、許可権者なり農業委員会の指導なんかでもできますけれども、弁償金まで、あるいはその前のほうには交付金の一時停止まであるわけですから、全国的に交付金の一時停止までもうされているのですよね。もうそういう事例も出ているので、やはり農業委員会として、許可権者、県もあれですけれども、やっぱり一緒になって、もう口頭指導を頑張ってやるべきです。でないと変わらないです。やるのだったら事業者また呼んでやるのですか、ここで、前やってみたいに。ということで、そんな早急な対応をお願いしたいと思います。

　　以上です。

○議長（佐藤清隆君）　佐藤さん。

○事務局副主査（佐藤高広君）　早急な対応するよう県のほうにも申し伝えたいと思います。

　　以上です。

○議長（佐藤清隆君）　この件に関して、そのほかございますか。

　　〔「なし」と言う人あり〕

---

○閉会の宣告

○議長（佐藤清隆君）　それでは、本日は朝からご苦労さまでした。

　　本日の総会をこれで閉じます。

　　閉　　会　　（午前11時11分）

上記総会の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年3月18日

委 員 石井 功 委員

委 員 山口 輝久雄